

受益者の皆様へ

ブラックロック・ジャパン株式会社

「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」
信託終了（繰上償還） 予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、2006年4月20日より設定・運用してまいりましたが、当ファンドの受益権の口数が当ファンドの投資信託約款に定められた口数を下回っており、適切な運用を維持することが困難な状況となっているため、当該投資信託約款の規定に基づき、2019年12月24日をもって信託を終了する予定としておりますのでお知らせいたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

信託終了（繰上償還）に係る日程

1. 異議申立基準日	2019年10月4日
2. 異議申立期間	2019年10月4日～2019年11月18日
3. 繰上償還の確定	2019年11月19日
4. 異議を申立てた受益者の買取請求期間	2019年11月28日～2019年12月17日
5. 繰上償還日（予定）	2019年12月24日

- ① このお知らせは 2019年10月4日（異議申立基準日）現在で当ファンドを保有されている受益者の方にお送りしています。
- ② 信託終了（繰上償還）についてご異議のある受益者の方は、書面によりその旨をお申し出ください。異議申立とは、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および当ファンドの投資信託約款により定められた手続きであり、繰上償還に際して受益者の異議を問うものです。書面（異議申立書）の記載要領等につきましては、別紙1をご参照ください。
なお、当該繰上償還にご同意いただける場合は特段の手続は不要です。
- ③ 異議を申立てた当ファンドの受益者の受益権の合計口数が異議申立基準日現在の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合には、予定通り繰上償還を実施いたします。2分の1を超えた場合には、2019年12月24日付の繰上償還は実施されません。繰上償還が実施されないこととなった場合には、書面にてお知らせいたします。
- ④ 繰上償還の実施が確定した場合、異議を申立てた受益者は、自己に帰属する受益権について当ファンドの信託財産をもって買取することを、弊社所定の手続に基づき請求することができます。詳しくは別紙2をご参照ください。

以上

(別紙1) 信託終了(繰上償還)に係る異議申立の手続き

1. 異議申立書の送付先

〒100-8217
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
ブラックロック・ジャパン株式会社
法務部 ファンド・ドキュメンテーション・チーム
異議申立 受付係

2. 異議申立書の記載事項

- ① 異議申立の日付(異議申立書の作成日)
- ② 申立先社名(ブラックロック・ジャパン株式会社)
- ③ お客様の郵便番号、ご住所、お名前、販売会社への届出印の押捺
(下記3. ③をご参照ください。)
- ④ ご連絡先電話番号
- ⑤ ご購入販売会社名(販売会社名、口座番号)
- ⑥ ファンド名称(ブラックロック拡大欧州株式ファンド)
- ⑦ 受益権の口数(2019年10月4日現在)
※口数の詳細についてご不明の場合は販売会社へお問い合わせください。
- ⑧ 異議を述べる旨の文言
(文例:「上記受益権について、2019年12月24日付の繰上償還に異議を申立てます。」)

3. ご注意点

- ① 異議申立期間は、2019年10月4日から2019年11月18日まで(弊社必着)です。当該期間を過ぎて弊社に到着した異議申立書は無効となります。
- ② 弊社から販売会社へ確認を取らせていただくため、販売会社名および口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へ登録されているものと異なる場合等には、ご異議の意思表示が無効となります。
- ③ 異議申立が正当な受益者ご本人様からのものであることの確認をさせていただくため、異議申立書には販売会社へのお届印を押捺してください。印影がお届印と異なる場合にはご異議の意思表示が無効となります。
- ④ この繰上償還に係る異議申立の手続きに際し、受益者ご本人からの異議申立であること等の確認の目的で、お客様に関する個人情報を販売会社および受託会社との間で共有することがあります。なお、ブラックロック・ジャパン株式会社が取得した個人情報は、本件および本件に係る異議を申立てた受益者の買取請求に関する手続きを行なうためのみに利用し、他の目的では使用しません。弊社の個人情報保護宣言につきましては、弊社ホームページ <http://www.blackrock.co.jp/> をご覧ください。
- ⑤ 本状に関してご不明な点がある場合には下記までお問い合わせください。
ブラックロック・ジャパン株式会社
繰上償還についてのお問い合わせ専用窓口
電話番号: 03-6703-4904
期 間: 2019年10月4日~2019年12月24日
受付時間: 午前9時~11時、午後1時~午後5時(土、日、祝日を除く)

以上

(別紙2) 異議を申立てた受益者の買取請求手続き

異議申立期間内に異議を申立てた受益者は、信託終了（繰上償還）が確定した場合に以下の手続きにより、自己に帰属する受益権についてファンドの信託財産をもって買い取ることをファンドの販売会社を通じて受託会社に請求することができます。

1. 手続き手順

- ① 異議申立を行なった受益者宛てに、委託会社から「買取請求のご案内」を発送
※買取請求必要書類（「買取請求書」および「個人番号告知書兼届出書」などマイナンバー（個人番号）に関する書類）をお送りします。
- ② 買取請求必要書類にご記入後、販売会社および受託会社へご送付
※買取請求を行なう場合、お客様のご負担で「買取請求書」は販売会社へ、「個人番号告知書兼届出書」などマイナンバー（個人番号）に関する書類は受託会社へご提出いただきます。
- ③ 販売会社から受託会社へ「買取請求書」の送付
- ④ 受託会社での買取請求必要書類の受理
※原則として、買取請求必要書類の全てが受託会社において揃った時点で受理となります。
- ⑤ 当該信託財産による買取の処理

2. 買取請求受付期間

2019年11月28日～2019年12月17日

3. 買取請求の相手方

買取請求は、繰上償還に対し異議を申立てた受益者が、法令に基づいて受託会社（株式会社りそな銀行）に対して行なうものであり、販売会社に対して行なうものではありません。

4. 買取価額

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここでの公正な価額とは、原則として受託会社が受益者から買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額とします。

5. 買取にかかる税金および費用

- 譲渡益または個別元本超過額に係る所得税および地方税
 - お客様が指定した銀行口座への振込手数料ならびに手数料に係る消費税および地方消費税相当額
 - 受託会社より送付される買取計算書の郵送に係る費用（配達記録手数料を含む）
- ※通常の販売会社での換金の場合は、お客様が販売会社にお持ちの口座に換金代金が入金され、振込手数料等は差引かれません。

6. 支払日

お客様が指定した口座へのお振込は受託会社が買取請求必要書類を受理した日から起算して5営業日目以降となります。

7. ご注意点

- 上記の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでに、販売会社への換金のお申込みの場合よりも日数を要する可能性があります。
- 受託会社への買取請求を行なった受益権については、販売会社への換金のお申込みを行なうことはできなくなりますのでご注意ください。
- 異議を申立てた受益者は、必ず受託会社への買取を請求しなければならないということではありません。繰上償還に異議を申立てたか否かにかかわらず、販売会社において通常通りご換金を受付けます。

以上